

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月21日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中 富 一 郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目 4 番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼社長室長 中 塚 琢 磨
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目 2 番 2 号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼社長室長 中 塚 琢 磨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における当社普通株式の募集(以下「海外募集」という。)及び当社株主が所有する当社普通株式の売出し(以下「海外売出し」という。)を行うことが決議され、同決議に基づく当社普通株式の募集及び売出しが開始されましたので、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を、平成25年10月11日(金)付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、平成25年10月21日(月)に海外募集の発行数及び発行条件並びにその他海外募集及び海外売出しに関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_罫で示しております。

### 1. 海外募集に関する事項

#### □ 発行数

(訂正前)

28,000株

平成25年10月7日(月)開催の取締役会において決議された新株式発行に係る募集株式総数は33,600株であり、国内一般募集に係る募集株式数5,600株及び海外募集に係る募集株式数28,000株を目途に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、平成25年10月21日(月)から平成25年10月23日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定されます。

(訂正後)

30,600株

#### 八 発行価格

(募集価格)

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。)

(訂正後)

268,900円(海外募集における1株当たりの発行価格(募集価格)であります。なお、発行価額との差額は、引受人の手取金となります。)

#### 二 発行価額

(会社法上の払込金額)

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定します。)

(訂正後)

257,460円

ホ 資本組入額 (訂正前)	未定 <u>(資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を発行数で除した金額とします。)</u>
(訂正後)	<u>128,730円</u>
へ 発行価額の総額 (訂正前)	未定
(訂正後)	<u>7,878,276,000円</u>
ト 資本組入額の総額 (訂正前)	未定 <u>(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。)</u>
(訂正後)	<u>3,939,138,000円(増加する資本準備金の額は3,939,138,000円)</u>

ヲ 提出会社が取得する手取金の  
 総額並びに用途ごとの内容、  
 金額及び支出予定時期  
 (訂正前)

(1) 手取金の総額

払込金額の総額	8,011,360,000円(見込)
発行諸費用の概算額	140,350,000円(見込)
差引手取概算額	7,871,010,000円(見込)

なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成25年10月1日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額7,871,010,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額1,574,200,000円、国内第三者割当増資の手取概算額上限236,130,000円及び海外第三者割当増資の手取概算額上限1,534,850,000円と合わせ、手取概算額合計上限11,216,190,000円について、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
主要開発パイプラインの一部及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用 (注)1.	8,916	平成25年 11月から 平成30年 10月まで
その他運転資金(注)2.	2,300	

< 後略 >

(訂正後)

(1) 手取金の総額

払込金額の総額	7,878,276,000円
発行諸費用の概算額	153,380,000円
差引手取概算額	7,724,896,000円

(2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額7,724,896,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額757,340,000円、国内第三者割当増資の手取概算額上限113,597,000円及び海外第三者割当増資の手取概算額上限1,476,821,000円と合わせ、手取概算額合計上限10,072,654,000円について、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
主要開発パイプラインの一部及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用 (注) 1 .	8,916	平成25年 11月から 平成30年 10月まで
その他運転資金(注) 2 .	1,156	

<後略>

ワ 新規発行年月日

(払込期日)

(訂正前)

平成25年10月28日(月)から平成25年10月30日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とします。

(訂正後)

平成25年10月28日(月)

2. 海外売出しに関する事項

ハ 売出価格

(訂正前)

未定

(上記1.ハにおける発行価格(募集価格)と同一であり、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。)

(訂正後)

268,900円(上記1.ハにおける発行価格(募集価格)と同一であります。)

ニ 売出価額

(訂正前)

未定

(上記1.ニにおける発行価額(会社法上の払込金額)と同一であり、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。なお、売出価額は、下記チに記載の売出人が下記リに記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいいます。)

(訂正後)

257,460円(上記1.ニにおける発行価額(会社法上の払込金額)と同一であります。なお、売出価額は、下記チに記載の売出人が下記リに記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいいます。)

ホ 売出価額の総額

(訂正前) 未定

(訂正後) 2,258,760,000円

ル 受渡年月日

(訂正前) 平成25年10月29日(火)から平成25年10月31日(木)までの間のいずれかの日。ただし、上記1.ウにおける新規発行年月日(払込期日)の翌営業日とします。

(訂正後) 平成25年10月29日(火)

3. その他の事項

(訂正前)

<前略>

- (2) 海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、J.P. Morgan Securities plcが当社株主からJPモルガン証券株式会社を經由して5,460株を上限として借入れる当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における売出し(以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。)を行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数は、発行価格等決定日に最終的に決定されます。

(訂正後)

<前略>

- (2) 海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した結果、J.P. Morgan Securities plcが当社株主からJPモルガン証券株式会社を經由して借入れる当社普通株式5,850株の米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における売出しを行います。

以 上